

# 青森県報

号外第二十号

令和四年  
三月三十日  
(水曜日)

## 目次

## 規 則

○青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

## 規 則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二十八号

#### 青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第一号に次のように加える。

ヨ 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第九条の十五の二の規定による病院に医師を宿直させないことに係る認定に関する事。

第四条の三第一項第十八号中ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 第四十六条第一項の規定による里親に対する必要な報告の徴収に関する事。

第四条の三第一項第二十二号口中「第七条第三項ただし書」を「第七条第四項た

し書」に改め、同号ト中「第十四条第十四項」を「第十四条第十六項」に改め、同号リ中「第十七条第四項」を「第十七条第八項」に、「第七条第三項ただし書」を「第七条第四項ただし書」に改め、同号ヲ中「第二十八条第三項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書」に改め、同号タ中「第三十五条第三項ただし書」を「第三十五条第四項ただし書」に改め、同号チ中「第五項」を「第六項」に改め、同号ム中「第一条の五第一項」を「第二条の三第一項」に改め、同号ウ中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改め、同号エ中「第一条の六第三項、第一条の七」を「第二条の四第三項、第二条の五」に改め、同号ノ中「第二条」を「第二条の十三」に改め、同項第二十四号に次のように加える。

ラ 麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和二十八年厚生省令第十四号。以下この号において「省令」という。)第一条の四の規定による麻薬卸売業者又は麻薬小売業者である法人及び団体の役員の変更の届出の受理に関する事。

ム 省令第十四条の四の規定による向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者である法人及び団体の役員の変更の届出の受理に関する事。

第四条の三第二項第三号イ中「第五十六条第一項」の下に「(第四百四十四条において準用する場合を含む。)」を加え、「社会福祉法人からの」を削る。

第五条の二第一号ニ中「第十八条の三十一第一項」を「第十八条の三十六第一項」に改め、同号ホ及びヘ中「第十八条の三十一第二項」を「第十八条の三十六第二項」に改め、同号中オをクとし、レからノまでをソからオまでとし、タの次に次のように加える。

レ 第十八条の十五第六項の規定による解体等工事の調査の結果の報告の受理に関する事。

第十三条第一項第十一号の二中「過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二十六条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二十一条」に改め、「計画」の下に「(漁業に係るものを除く。)」を加え、同条第二項第二号口中「第二十八条第三項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書」に改め、同号ヘ中「第三十五条第三項ただし書」を「第三十五条第四項ただし書」に改め、同号ワ中「第五項」を「第六項」に改める。

第十八条第一項第五号ワ中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の十四第一項」に改め、同項第二十二号イ中「第三項」を「第五項」に改め、同号に次のように加える。

ホ 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促

進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号。以下この号において「改正法」という。）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第一条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下この号において「旧法」という。）第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定に関すること。

へ 改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第八条第二項において準用する旧法第六条第三項の規定による建築主事への通知に関すること。

ト 改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十条の規定による地位の承継の承認に関すること。

第十八条第二項ただし書中「ただし、」の下に「中南地域県民局長及び」を加え、同条第四項第一号イ中「第二十五条の十五第一項」を「第二十五条の二十七第一項」に改め、同号ロ中「第二十五条の十六第一項」を「第二十五条の二十八第一項」に改め、同号ハ中「第二十五条の十七第二号」を「第二十五条の二十九第二号」に改め、同号ニ及びホ中「第二十五条の十八第一項」を「第二十五条の三十第一項」に改め、同項第二号イ中「第十七条の十」を「第十七条の十一」に改め、同号ロ中「第十七条の十一」を「第十七条の十二」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則により委任した事務に係る申請その他の行為で、この規則の施行の際、現に青森県行政組織規則（昭和三十六年二月青森県規則第十八号）第三条に規定する本庁において受理しているもの又は施行のための手続中のものについては、なお従前の例による。

（発行者・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円